

平成18年度

要 覧



栃木県総合教育センター



目 次

<p>1 沿 革 1</p> <p>2 条例・規則・要綱 2</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 栃木県総合教育センター条例 2</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 栃木県総合教育センター管理規則 3</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 栃木県公立学校教員研修要綱 7</p> <p>3 組織及び部の主要業務 10</p> <p>4 事 業 11</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 研修事業 11</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 学習機会提供 17</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 学習相談・情報提供 17</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 調査研究事業 18</p>	<p style="padding-left: 20px;">(5) 教育相談事業 20</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 幼児教育充実推進事業 20</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 資料・情報の収集提供事業 22</p> <p style="padding-left: 20px;">(8) 研究・学習活動援助事業 22</p> <p style="padding-left: 20px;">(9) 教育充実振興事業 23</p> <p>5 職員等一覧 25</p> <p>6 事務分掌 26</p> <p>7 予算概要 29</p> <p>8 施設の概要 30</p> <p>9 主な施設・設備</p>
---	--

1 沿 革

昭和61年 2月	「とちぎ新時代創造計画」を策定。生涯学習の情報提供・学習提供機関の整備、及び教職員の研修を行う情報処理教育センターの整備構想が盛り込まれる。
昭和63年 6月	「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置。情報提供・学習相談機関・情報処理教育センターの整備について検討を始める。
昭和63年12月	整備基本構想策定。教職員研修と生涯学習推進機能を併せもつ施設として、新たに宇都宮市瓦谷町地内（中央青年の家跡地及び農業試験場農場）に整備することに決定する。
平成元年 4月	「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置
平成元年 9月	整備基本計画策定
平成元年11月	建築設計業務委託
平成 2年 1月	外構工事設計業務委託
平成 2年11月	敷地造成工事着工
平成 2年12月	管理研修棟建築工事着工
平成 3年 3月	主要実験実習機器の機種選定
平成 3年 6月	学習情報提供システム設計業務委託
平成 3年 9月	体育館建築工事及び外構工事着工
平成 4年 6月	「栃木県総合教育センター条例」制定
平成 4年 7月	建築工事竣工
平成 4年 9月	「栃木県総合教育センター管理規則」制定 1課4部制 管理課、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部
平成 4年10月	栃木県総合教育センター開所
平成 5年 4月	5部制 管理部、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部
平成 8年 3月	ソフトウェアライブラリ設置
平成 9年 4月	栃木県生涯学習ボランティアセンター設置
平成11年 4月	特殊教育・相談部を障害児教育・相談部に名称変更
平成13年 4月	義務教育部、高校教育部を研修部、研究調査部に組織改編 障害児教育・相談部を教育相談部に名称変更
平成14年 4月	幼児教育部「幼児教育センター」設置 6部制となる
平成15年10月	カリキュラムセンター設置

2 条例・規則・要綱

(1) 栃木県総合教育センター条例

(平成4年6月12日栃木県条例第26号)

(設置)

第一条 教育の充実を図るとともに、生涯学習の振興に資するため、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）を宇都宮市に設置する。

(事業)

第二条 センターは、次の事業を行う。

- 一 教育関係職員の研修に関すること。
- 二 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 三 教育相談に関すること。
- 四 教育研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関すること。
- 五 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関すること。
- 六 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関すること。
- 七 生涯学習の方法の開発に関すること。
- 八 生涯学習の機会の提供に関すること。
- 九 生涯学習に関する相談に関すること。
- 十 教育及び生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業。

(職員)

第三条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第四条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百三十八条の四第四項の規定によりセンターのうち別表の左欄に掲げる施設の使用について教育委員会の許可を受けた者は、同表の右欄に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第五条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 栃木県教育研修センター設置及び管理に関する条例（昭和45年栃木県条例第58号）は廃止する。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設区分	使用料 (1時間までごとに)
大講義室	3,640円
学習室 A	520円
学習室 B	520円
401 研修室	420円
402 研修室	420円
403 研修室	420円
404 研修室	420円
405 研修室	420円
406 研修室	640円
407 研修室	520円

施設区分	使用料 (1時間までごとに)
408 研修室	1,490円
409 研修室	1,390円
410 研修室	520円
411 研修室	740円
412 研修室	640円
創作室	640円
音楽室	640円
体育館	950円
グラウンド	640円

(2) 栃木県総合教育センター管理規則

(平成4年9月11日教育委員会規則第19号)

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県総合教育センター条例（平成4年栃木県条例第26号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 センターに、管理部、生涯学習部、研修部、研究調査部、教育相談部及び幼児教育部を置く。

2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 部

- 一 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 二 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 三 公印の保管に関すること。
- 四 予算の執行及び経理に関すること。
- 五 決算に関すること。
- 六 財産の管理に関すること。
- 七 施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、他部の所掌に属さない事項に関すること。

生涯学習部

- 一 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関すること。
- 二 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関すること。
- 三 生涯学習の方法の開発に関すること。
- 四 生涯学習に係る講座の開設その他の学習機会の提供に関すること。
- 五 学校、家庭及び地域の連携によるふれあい学習の推進方法の開発及び助言その他の援助に関すること。

- 六 生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 七 生涯学習に関する相談に関すること。
- 八 視聴覚教材の貸出し、研究開発及び制作に関すること。
- 九 生涯学習に資する事業を行う団体の学習活動に対する助言その他の援助に関すること。

研 修 部

- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
- 二 児童及び生徒の研究意欲の高揚に資するための各種の事業に関すること。

研究調査部

- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に関すること。
- 二 教育に関する調査及び統計（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 三 教育に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 四 教育に関する研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関すること。

教育相談部

- 一 学校教育相談及び障害児教育相談の実施に関すること。
- 二 学校教育相談及び障害児教育相談に関する研修及び調査研究並びに助言その他の援助に関すること。
- 三 障害児教育に係る技術的、専門的な研修に関すること。

幼児教育部

- 一 幼稚園、保育所及び公立学校の連携に関する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
 - 二 幼児教育に関する資料及び情報の収集、整理及び広報に関すること。
 - 三 幼児教育に関する調査及び研究に関すること。
 - 四 家庭教育の支援に関する各種の事業に関すること。
- 3 前項に規定する幼児教育部の分掌事務を行う施設の名称は、幼児教育センターとする。

（職 員）

第三条 条例第三条の規定に基づき、センターに次の職員の職を置く。

- 一 所 長
- 二 次 長
- 三 部 長
- 四 部長補佐
- 五 指導主事
- 六 社会教育主事
- 七 主 任
- 八 主 事

2 前項に掲げる職のほか、センターに次の職員の職を置くことができる。

- 一 主 幹
- 二 副主幹
- 三 係 長
- 四 主 査

- 五 技 師
- 六 技能技術員
- 七 技術員
- 八 公 仕
(職 務)

第四条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 所長は、センターの所掌事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
- 二 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 三 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を処理する。
- 四 主幹又は部長補佐は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 四の二 部長補佐のうち、部長を総括的に補佐することを命じられたものは、前号に規定する職務を行うほか、その所属する部の所掌事務について、部長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。
- 五 副主幹、係長又は主査は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 六 指導主事は、上司の命を受け、専門的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
- 七 社会教育主事は、上司の命を受け、専門的・技術的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
- 八 主任は、上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術に従事する。
- 九 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。
- 十 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。
- 十一 技術員は、上司の命を受け、特定の業務に従事する。
- 十二 公仕は、上司の命を受け、単純な業務に従事する。

(専決事項)

第五条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。

- 一 所属の職員(所長、次長及び部長に限る。次号から第三号の二までにおいて同じ。)の旅行命令(所長の三日以上の県外旅行を除く。)及びその復命の受理
 - 一の二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
 - 二 所属の職員の休暇(所長の三日以上の休暇を除く。)の承認
 - 三 所属の職員の職務に専念する義務の免除(所長の三日以上の職務に専念する義務の免除を除く。)の承認
 - 三の二 所属の職員の部分休業の承認
 - 四 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等で重要なものの処理
 - 四の二 指定統計その他の統計調査の実施
 - 五 公文書の開示の可否の決定
 - 六 その他センターの通常の管理運営に関する事項の処理

2 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 所属の職員(所長、次長及び部長を除く。次号から第五号までにおいて同じ。)の旅行命令及びその復命の受理
- 二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
- 三 所属の職員の休暇の承認
- 四 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認

五 所属の職員の部分休業の承認

六 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用

七 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等（前項第四号に掲げるものを除く。）の処理

八 教育財産の継続使用許可の決定（電柱敷及び使用許可条件に変更のない無料使用許可のものに限る。）及び一時使用許可の決定（条例別表の左欄に掲げる施設の一時的使用許可（以下「特定施設使用許可」という。）をする場合及び県の建設工事を施行する者に当該建設工事等に必要な教育財産の一時的使用許可をする場合に限る。）

九 条例第五条の規定による使用料の免除

3 管理部長の専決事項は、次のとおりとする。

一 所属の職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定

一の二 所属の職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令

二 所属の職員の通勤手当の支給額の決定

三 所属の職員の扶養親族の認定

三の二 所属の職員の児童手当の受給資格及び額の認定

四 所属の職員の住居手当の支給額の決定

五 所属の職員の単身赴任手当の支給額の決定

（事務代行）

第六条 所長が不在のときは、次長がその事務を代行し、所長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ所長の指定した職員がこれを代決する。

（許可の申請書）

第七条 特定施設使用許可を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別記様式第一号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、当該施設を使用しようとする日の十四日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 特定施設使用許可は、使用許可書（別記様式第二号）を申請者に交付して行うものとする。

（使用料の免除）

第八条 条例第五条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（別記様式第三号）を所長に提出しなければならない。

（執務要項）

第九条 この規則に定めるもののほか、センターにおける事務処理、サービス、その他の執務要領については、栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の例による。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。

（栃木県教育研修センター管理規則の廃止）

2 栃木県教育研修センター管理規則（昭和45年栃木県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

（栃木県教育委員会事務局組織規定の一部改正）

3 栃木県教育委員会事務局組織規定（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「栃木県教育研修センター」を「栃木県総合教育センター」に改める。

附 則（平成 5・3・31・栃木県教育委員会規則第 6 号）
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8・3・29・栃木県教育委員会規則第 5 号）
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11・3・31・栃木県教育委員会規則第 5 号）
この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13・3・30・栃木県教育委員会規則第 3 号）
この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14・3・29・栃木県教育委員会規則第 3 号）
この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

(3) 栃木県公立学校教員研修要綱

(平成 4 年 3 月 2 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第一号）第21条第 2 項、第23条、第24条、第 25条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第 2 項の規定に基づき、県立の高等学校、盲 学校、聾学校及び養護学校（以下「県立学校」という。）の教員並びに市町村立の幼稚園、小学校及 び中学校の教員に対して栃木県教育委員会が行う研修（海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以 下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭 及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。

(研修の種類)

第 3 条 研修の種類は、基本研修及び専門研修とする。

2 基本研修は、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識、技術及び態度を習得させ るために実施する研修をいう。

3 専門研修は、教員として必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修を いう。

(基本研修の区分等)

第 4 条 基本研修の区分等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(基本研修の企画)

第 5 条 基本研修（基本研修 1 及び 3 を除く。）の研修課程及び実施計画は、栃木県総合教育センター 所長（以下「センター所長」という。）が定める。

2 基本研修 1 に関する事項は、「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教員研修実施要項」及び「幼 稚園新規採用教員研修実施要項」として教育長が定める。

3 基本研修 3 に関する事項は、「教職10年目研修実施要項」、「養護教員10年目研修実施要項」及び「幼 稚園教職10年経験者研修実施要項」として教育長が定める。

(基本研修の実施機関)

第 6 条 基本研修（基本研修 1 及び 3 を除く。）は、センター所長が担当実施する。

2 基本研修 1 は、「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教員研修実施要項」及び「幼稚園新規採用 教員研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

3 基本研修3は、「教職10年目研修実施要項」、「養護教員10年目研修実施要項」及び「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

(専門研修の区分等)

第7条 専門研修の区分等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(専門研修の企画)

第8条 専門研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

(専門研修の実施機関)

第9条 専門研修は、センター所長が担当実施する。但し、特に必要なものについては、栃木県教育委員会事務局の課長（以下「課長」という。）及び教育事務所長が担当実施することができる。

(受講者の決定)

第10条 基本研修の受講者は、センター所長が指定し、毎年度当初に、県立学校の長（以下「所属長」という。）又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に通知するものとする。

2 専門研修1の受講者は、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定し、毎年度当初に、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

3 専門研修2の受講者は、受講希望に基づき、所属長又は市町村教育長の推薦により、センター所長が指定し、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

4 専門研修3の受講者は、受講希望に基づき、センター所長が受講を認めるものとする。

5 所属長又は市町村教育長は、前3項の指定があった場合において、特別の理由により、当該教員を研修に参加させることが困難であると認めるときは、すみやかにセンター所長又は課長若しくは教育事務所長に指定の変更を求めなければならない。

6 センター所長又は課長若しくは教育事務所長は、前項の規定により、指定の変更を求められた場合において、その理由が特にやむを得ないと認めるときは指定の変更をすることができる。

(研修歴の整理、保管)

第11条 センター所長は、教員の研修歴を整理し、保管するものとする。

2 課長又は教育事務所長が専門研修を実施したときは、すみやかに研修の結果をセンター所長に報告するものとする。

(研修企画調整会議)

第12条 公立学校教員研修の体系化・効率化を推進するとともに、研修等の精選に資するため、研修企画調整会議を設置する。

2 研修企画調整会議の組織及び運営に関する事項は、教育長が別に定める。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県立学校教員研修要綱（昭和52年2月24日制定）は廃止する。

附 則（平成10・1・30）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15・3・20）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16・3・31）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

研修の区分	研修の対象者	研修日数	研修の内容
基本研修 1	新規採用教員	※ 1 (初) (校内) 300時間以上 (校外) 25日以上 (養) (校内) 15日 (校外) 16日 (幼) (園内) 10日程度 (園外) 10日程度	新規採用の年から、当該年数段階に即応して、教員として必要な基本的な知識、技術及び態度を習得させる。
※ 3 基本研修 2	教員歴 5 年目に該当する教員	4 日	
基本研修 3	教員歴10年目に該当する教員 ただし、幼稚園は、教員歴10年を経過した教員	※ 2 (10) (校内) 15日 (校外) 15日 (養) (校内) 5 日 (校外) 10日 (幼) (園内) 10日 (園外) 9 日	
※ 3 基本研修 4	教員歴20年目に該当する教員	4 日	

※ 1 (初) は「初任者研修実施要項」、(養) は「新規採用養護教員研修実施要項」、(幼) は「幼稚園新規採用教員研修実施要項」が定める日数

※ 2 (10) は「教職10年目研修実施要項」、(養) は「養護教員10年目研修実施要項」、(幼) は「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める日数

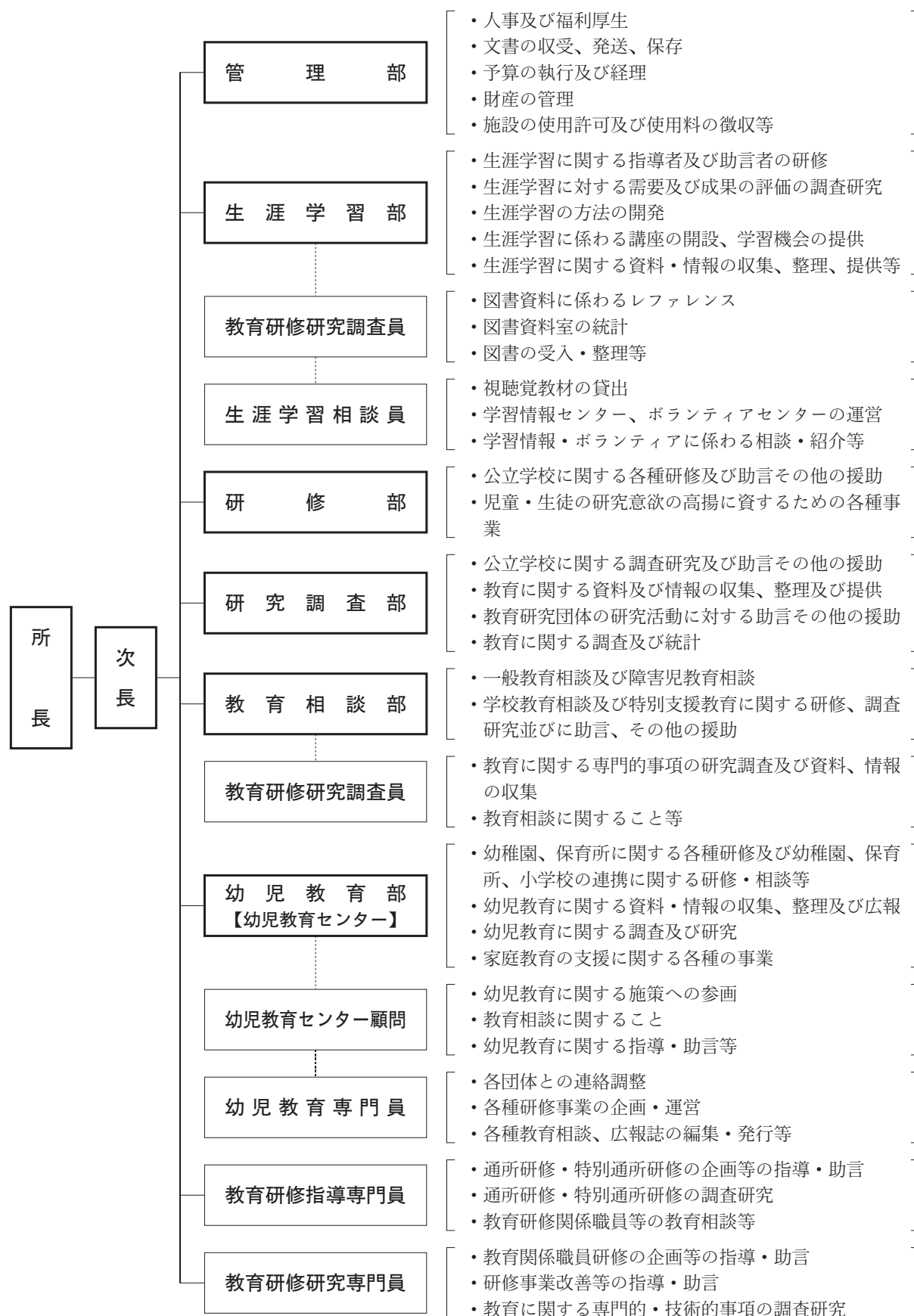
※ 3 基本研修 2 及び基本研修 4 は、幼稚園教員を除く

別表第 2 (第 7 条関係)

研修の区分	研修の対象者	研修の内容
専門研修 1	ア 教員のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
	イ 校長、園長、教頭等のうちからセンター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	法律等によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
専門研修 2	受講を希望し、所属長又は市町村教育長の推薦する教員のうちから、センター所長が指定する者	自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる。
専門研修 3	受講は任意とし、受講を希望する教員のうちから、センター所長が認める者	教員としての識見や能力の一層の向上を図るため、自主的な研修の機会を提供する。

3 組織及び部の主要業務

平成18年4月1日現在



4 事 業

(1) 研 修 事 業

ア 教育関係職員研修の充実

「栃木県公立学校教員研修要綱」に基づき、教員研修を推進するとともに、小中学校事務職員、学校栄養職員の研修の充実を図る。

基本研修

番号	研 修 講 座 名	対 象	期 日	日 数	対象人員
1	初任者研修（小・中）	小中学校新任教員	初日 4 / 5 ~ 最終日 1 / 30	25	207
2	初任者研修（県立）	県立学校新任教員	初日 4 / 5 ~ 最終日 1 / 25	25	90
3	新規採用養護教員研修	新規採用養護教員（小・中・県立学校）	初日 4 / 5 ~ 最終日 1 / 30	16	15
4	新規採用学校栄養職員研修	新任学校栄養職員（小・中・県立学校）	初日 4 / 5 ~ 最終日 12 / 1	11	2
5	新規採用事務職員研修（小・中）	小・中学校新任事務職員事務職員	初日 4 / 5 ~ 最終日 1 / 30	9	3
6	教職 5 年目研修（小・中）	教職 5 年目に該当する小・中学校教員	5 / 26 6 / 20 10 / 23 12 / 4	4	111
7	教職 5 年目研修（県立）	教職 5 年目に該当する県立学校教員	5 / 26 7 / 3 11 / 6 12 / 4	4	88
8	養護教員 5 年目研修	5 年目に該当する小・中・県立学校養護教員	5 / 26 7 / 11 8 / 11 10 / 24	4	7
9	事務職員 5 年目研修（小・中）	5 年目に該当する小・中学校事務職員	5 / 26 9 / 7 11 / 17	3	2
10	学校栄養職員 5 年目研修	5 年目に該当する小・中・県立学校栄養職員	隔年実施のため H18は中止		
11	教職10年目研修（小・中）	教職10年目に該当する小・中学校教員	初日 5 / 23 ~ 最終日 1 / 5	15	235
12	教職10年目研修（県立）	教職10年目に該当する県立学校教員	初日 5 / 19 ~ 最終日 1 / 4	15	100
13	養護教員10年目研修	10年目に該当する小・中・県立学校養護教員	初日 5 / 19 ~ 最終日 1 / 5	10	15
14	学校栄養職員10年目研修	10・11年目に該当する小・中・県立学校栄養職員	初日 5 / 23 ~ 最終日 1 / 19	10	5
15	事務職員10年目研修（小・中）	10年目に該当する小・中学校事務職員	5 / 23 8 / 8 10 / 17	3	10
16	教職20年目研修（小・中）	教職20年目に該当する小・中学校教員 （養護教諭含む）	A 5 / 29 B 6 / 1 9 / 8 課題研修 11 / 21	4	420
17	教職20年目研修（県立）	教職20年目に該当する県立学校教員 （養護教諭含む）	6 / 2 10 / 3 課題研修 11 / 24	4	115

専門研修 1 ア

番号	研修講座名	対象	期 日	日 数	対象人員
1	新任免許外教科担任研修（中） （10教科）	免許外教科教授担任教諭	A 5/12 6/5 8/9 B 5/15 6/8 8/9	各3	60
2	産業教育基礎技術研修	教職3年目に該当する高等学校農・工・商・家担当教員	6/27 9/28	2	12
3	理科・基礎実験研修（高）	教職3年目及び4年目に該当する高等学校理科担当教員	6/29 7/28 12/1	3	11
4	普通教科「情報」研修（県立）	教科「情報」の臨時免許を取得した県立学校教員	5/22 6/22 8/18	3	40
5	情報モラル研修	中学校教員	A 6/15 9/15 B 6/19 9/19	2	147
6	小学校英語活動推進者養成研修（小）	小学校における英語活動推進の中心となって活動できることが期待されるもの	8/7 8/8 8/9 8/11	4	80
7	英語教員研修	中学校・県立学校英語教員	初日6/30～ 最終日11/10	8	180
8	自閉症教育推進者研修	盲・聾・養護学校の中学部主事、高等部主事	7/26 7/31 12/15	3	26
9	職業教育推進者研修	盲・聾・養護学校の小学部主事、中学部主事	6/6 8/4	2	28
10	盲・聾・養護学校新任教員研修	盲・聾・養護学校に新しく着任した教員	6/22 7/10	2	20
11	地域特別支援教育推進者研修	特別支援教育推進者として各市町村で中核的な役割を担う小・中学校教員、盲・聾・養護学校教員	初日6/30～ 最終日2/8	5	73
12	障害児教育新任担当教員研修（小・中）	新任特殊学級担当教員・新任通級指導教室担当教員	初日6/19～ 最終日10/20	4	80
13	特別支援教育コーディネーター研修	小・中学校の特別支援教育コーディネーター、盲・聾・養護学校教員	初日6/12～ 最終日11/9	6	183
14	早期教育相談推進者研修	盲・聾・養護学校の早期教育相談部門を推進する指導的な立場の教員	8/18 11/28 2/16	3	14
15	幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修	小学校教諭等	6/22～	3	85

専門研修 1 イ

番号	研修講座名	対象	期 日	日 数	対象人員
1	校長研修（小・中）	県内小・中学校長	B 6/23 A 6/26	1	582
2	校長研修（県立）	県立学校長	6/16	1	83
3	新任校長研修（小・中）	小・中学校新任校長	4/24 6/6	2	95
4	新任校長研修（県立）	県立学校新任校長	4/24 6/6	2	20
5	学校経営研修（小・中）	小・中学校2年目教頭	7/7 11/20	2	113
6	学校経営研修（県立）	県立学校2年目教頭	6/20 7/31 8/10	3	27

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
7	新任教頭研修(小・中)	小・中学校新任教頭	4/28 6/13	2	115
8	新任教頭研修(県立)	県立学校新任教頭	4/28 6/13	2	30
9	新任教務主任研修(小・中)	小・中学校新任教務主任	6/9 7/28	2	70
10	新任教務主任研修(県立)	県立学校新任教務主任	5/12 6/22 11/17	3	25
11	新任学年主任研修(高校)	高校新任学年主任	5/15 11/7	2	60
12	学習指導主任研修(小・中)	小・中学校学習指導主任	6/29 10/31	2	80
13	新任学習指導主任研修(県立)	県立学校新任学習指導主任	6/5 11/27	2	35
14	新任生徒指導主事研修(県立)	県立学校新任生徒指導主事	5/22 7/7	2	20
15	新任進路指導主事研修(中)	中学校新任進路指導主事	6/12	1	60
16	新任進路指導主事研修(県立)	県立学校新任進路指導主事	6/9 11/20	2	25
17	人権教育研修	小・中・県立学校の人権教育主任等	6/8 6~7月 9/7 10/2	4	26
18	新任事務長研修(小・中)	小・中学校新任事務長	6/15 10/3	2	15
19	新任係長級学校栄養職員研修	新任主査に該当する学校栄養職員	7/7 10/20	2	4

専門研修2

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	学校図書館研修(小・中)	小・中学校教員	10/16	1	70
2	学校図書館研修(県立)	県立学校の司書教諭及び学校図書館司書	10/13	1	50
3	小学校理科観察実験研修(初級)	小学校教員	7/21 7/26	1×2	60
4	小学校理科観察実験研修(中級)	小学校教員	8/3 8/7	1×2	60
5	産業教育専門研修(農・工・商・家)	高等学校及び盲・聾・養護学校の農・工・商・家担当教員	8/9~10/30	各2	50
6	環境教育研修	小・中・県立学校教員	6/27 8/8 11/20	3	30
7	情報教育(教材作成基礎)研修	小・中・県立学校教員	6/30 7/10 9/25	3	60
8	ネットワーク研修	小・中・県立学校の教員で校内のネットワーク担当者	(A組) 7/26 7/27 (B組) 8/1 8/2	2×2	48
9	学校ホームページ研修	小・中・県立学校教員	9/11 10/27	2	30

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
10	実習助手研修	高等学校及び盲・聾・養護学校高等部の実習助手（新規採用者以外は第2日より受講）	4/5 7/4 10/20	3	40
11	学校教育相談基礎研修（県立）	県立学校教員	6/22 7/28 8/4 9/15	4	40
12	学校教育相談実践研修Ⅰ（事例研究）	小・中・県立学校教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者	6/16 9/28 10/30 11/14 12/1	5	80
13	学校教育相談実践研修Ⅱ（カウンセリング演習）	小・中・県立学校教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者	6/27 8/7～8/9	4	60
14	学校教育相談実践研修Ⅲ（授業と学級経営）	小・中・県立学校教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者	6/15 9/7 10/24 11/16 12/8	5	60
15	学校教育相談専門研修	小・中・県立学校教員で学校教育相談基礎（初級）研修及び学校教育相談実践研修Ⅱを修了し、かつ学校教育相談実践研修Ⅰ、Ⅲのいずれかを修了している者。または、学校教育相談中級研修修了者	6/19 7/10 9/5 10/20 11/9	5	40
16	WISC-Ⅲ実技研修（前期）	WISC-Ⅲをはじめて実施する教員	6/5 6/20	2	34
17	WISC-Ⅲ実技研修（後期）	WISC-Ⅲをはじめて実施する教員	10/6 10/16	2	34
18	K-ABC実技研修（前期）	K-ABCをはじめて実施する教員	6/5 6/22	2	20
19	K-ABC実技研修（後期）	K-ABCをはじめて実施する教員	10/6 10/13	2	20
20	LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもの教育支援研修	小・中学校及び県立学校教職員	6/27 7/28	2	120
21	自閉症等のある子どもの教育支援研修	小・中学校教員	7/26 7/31	2	50
22	自立活動3（コミュニケーション）	県立学校教職員	7/25 12/11	2	28
23	障害の重い子どものための教育支援研修	県立学校教職員	9/28 11/7	2	28

専門研修3

番号	研修講座名	内容
1	土曜開放講座	今日的な教育課題に対応した知識・技術を習得するため、土曜日に59講座を開設。
2	教職員サマーセミナー	今日的な教育課題や教職員として必要な教養を身につけるため、宇都宮大学との連携により、夏季休業中に30講座を開設。
3	サイエンスパートナーシッププロジェクト（SPP）による教員研修	科学的な探究の方法や先端科学への理解を深めるため、宇都宮大学や研究機関との連携により、主に夏季休業中に4講座を開設。
4	教科自主研修（県立）	総合教育センターの施設・設備等の機能を生かして、教科指導に関する自己の課題解決能力の向上を図る。

イ 生涯学習関係研修の充実

県民の学習活動の充実と活性化を図るため、生涯学習の推進にあたる関係職員及び地域活動、ボランティア活動に係わる団体や個人の資質の向上を目指す。

生涯学習関係研修等

番号	研修講座名	研修目的	研修内容	対象	日数	人員
1	女性教育指導者研修	男女共同参画社会の推進や女性を中心とした団体活動の指導者として必要な資質を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> 活躍する女性リーダー 男女共同参画社会の推進 グループ研究 等 	〔推薦〕 市町村において女性団体の指導的立場にある方、女性学級・家庭教育学級その他の学習グループにおける指導的立場の方	9	実人員 70 延人員 630
2	家庭教育オピニオンリーダー研修	地域社会の中で、家庭教育について地域の人々と共に考え、支援・援助できる資質を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育に求められるもの カウンセリングの基礎と実際 家庭教育支援事業の企画 等 	〔推薦〕 地域において家庭教育の振興に携わっている方・家庭教育振興に関する活動への意欲をもっている方	10	実人員 100 延人員 1,000
3	生涯学習ボランティアコーディネーターセミナー	人間関係の在り方や関係機関との協働等を促進できるようなボランティアコーディネーターの資質を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの役割 ボランティア講座・研修の立案 リスクマネジメント 等 	ボランティア活動グループ・関心のある方、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教職員 等	5	実人員 50 延人員 250
4	生涯学習ボランティア活動交流会	意見交換しながらボランティア活動の望ましいあり方と今後の活動の拡大に向けての方策を探る。	<ul style="list-style-type: none"> 未来を拓くボランティア ボランティアの輪を広げよう 自分を変える社会を変えるボランティア活動 等 	ボランティア活動グループ・関心のある方、ボランティアセンター登録者、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教員 等	2	実人員 100 延人員 200
5	青少年地域リーダーセミナー	体験活動やイベントの企画・運営等とおして、地域活動のリーダーとしての実践力の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 興味を引き出すプログラム体験 活動プログラムの企画・立案・実践～学びの杜の夏休み～ 等 	青年団体・グループのリーダー、県内在住の青年・大学生・高校生 等	5	実人員 50 延人員 250
6	情報モラル指導者研修	情報化時代において、青少年や地域住民の情報モラルの向上をめざす指導者を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻く情報化社会の現状 子どもを守る情報モラルの在り方 等 	青少年健全育成団体関係者、PTA関係者、教職員、情報ボランティア 等	2	実人員 30 延人員 60
7	地域教育力活性化指導者研修	地域で子どもを育む活動を日常的・継続的に展開するため、指導者としてのスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育力を活性化させるポイント スキルアップ演習 子どもの安全を守る地域づくり 等 	地域で子どもを育む活動指導者、社会教育関係職員、教職員 等	2	実人員 80 延人員 160
8	生涯学習推進初任者研修	生涯学習・社会教育についての理解を深め、生涯学習を推進する担当職員としての資質を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を推進するための現状と課題 これからの生涯学習の役割と展望 生涯学習関係事業展開へのステップアップ 等 	県、市町村で新任及び新規の生涯学習・社会教育担当職員で3年未満の経験者の方、生涯学習の推進に関心のある県民 等	2	実人員 100 延人員 200
9	生涯学習推進セミナー	生涯学習社会構築のため、理論と実践の両面から専門的研究を進め、生涯学習推進の最先端を担う者として知識・技能の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> おとなの学びのためのスキルアップ講座 地域との協働による学校づくり講座 	県・市町村の社会教育関係職員、生涯学習の推進に関心のある県民、社会教育主事有資格者、教職員 等	4 3 (~9)	実人員 30 延人員 120 実人員 50 延人員 150

番号	研修講座名	研修目的	研修内容	対象	日数	人員
10	人権教育指導者専門研修	人権教育を推進するため、指導者としての資質の向上と指導力の強化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地研修と研究協議 ・人権に関するワークショップ ・共に生きる社会づくりをめざして等 	県・市町村の人権教育担当職員、社会教育関係職員教職員等	7	実人員 40 延人員 280
11	社会教育主事等実践フォーラム	生涯学習社会の実現に向けての全県的な取り組みを推進するため、専門的指導者としての資質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな社会教育の創造～地域と学校の連携を核にして～ ・一般行政と社会教育行政の連携等 	社会教育主事及び有資格者、ふれあい学習課職員、市町村職員、青少年教育施設職員等	1	実人員 80 延人員 80
12	ビデオ教材制作研修	ビデオ教材制作に必要な専門的な知識と技術の習得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ教材制作と著作権 ・ビデオ作品の企画のポイント ・ビデオ編集（ノンリニア方式）の実際 	県・市町村等の社会教育関係職員、教職員、視聴覚ライブラリー職員、ビデオ制作に関心のある方等	3	実人員 20 延人員 60
13	16ミリ映写機技術指導者研修	視聴覚教材・機材の利用促進を図るため16ミリ映写機技術者養成講習会の指導者を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・16ミリ講習会の企画・運営 ・16ミリ映写機の構造・操作 ・16ミリ映写機の操作の実習 	県・市町村等の社会教育関係職員、県教育委員会が特に認めた者	1	実人員 20 延人員 20

ウ 幼児教育関係研修の充実

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応した研修を行い、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。

幼児教育関係研修等

(一部再掲)

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員	
1	幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修	(1) 中央研修	幼・保・小の校長、園長、その他	5 / 9	1	全園校
		(2) 地区別研修	幼・保・小の担当者等	地域毎に開催 2 / 13. 20. 23	1	全園校
2	幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修	事前打合せ	幼・保・小の教職員	6 / 22	1	170
		職場体験研修		相互で決定	2	170
3	トップセミナー（園長等管理運営セミナー）	幼・保の管理者等	11 / 15	1	全園	
4	保育研究協議会	教職10年経験者研修受講者、主任級保育士	6 / 7 8 / 11. 28	3	40	
5	特別支援教育研修A（実技研修）	幼・保の教職員、10年経験者研修受講者	8 / 9	1	150	
	特別支援教育研修B（事例研究）		10 / 24	1	40	
6	家庭教育支援セミナー	県民、幼・保・小教職員	11 / 30	1	40	
7	幼稚園新規採用教員研修	幼稚園新規採用教員	4 / 4 6 / 15又は6 / 20 7 / 26 7 / 31～8 / 2 12 / 26 地区別研修会2日	9	252	
8	幼稚園教職10年経験者研修	幼稚園教職11年目の教員	5 / 23 6 / 7 8 / 7. 11. 28 2 / 9 選択研修3日	9	20	

(2) 学習機会提供

事業名	内 容
1 とちぎ県民カレッジ	<p>県民の高まる学習意欲と広がる学習活動・深まる学習内容に対応し、多様な学習機会を総合的に提供する。</p> <p>事務局運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民カレッジ懇談会における意見聴取 ○県民カレッジ連携機関担当者研修会 ○講座開催 <ul style="list-style-type: none"> 開講式・記念講演 主催講座開催（委託：とちぎ生涯学習文化財団） 連携講座募集・認定（市町村・生涯学習関係機関等） 講座の広報 ○学習活動・地域活動奨励 <ul style="list-style-type: none"> 学習歴累積希望受講者登録 奨励対象者表彰 地域活動奨励
2 公開講座 「ライフアップセミナー」 の開催	<p>生涯学習関係研修の講話の中から、県民の学習活動に直接関係する部分や基礎的な部分を「ライフアップセミナー」として広く県民に提供する。</p> <p>実施時期 平成18年5月～平成19年2月</p>
3 栃木県自作視聴覚教材コンクールの開催	<p>視聴覚教育に関わる自作教材の制作を奨励するため、栃木県自作視聴覚教材コンクールを開催する。</p> <p>応募〆切 平成19年1月 審査2月 表彰3月</p>

(3) 学習相談・情報提供

ア 学習情報センター

事業名	目 的	概 要
1 学習相談体制の充実	学習情報センターにおける学習相談を充実し、県民の学習活動を支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 面談・電話等による相談 9:00～17:00 2 栃木県学習情報提供システム（とちぎレインボーネット）を利用 24時間受付
2 情報源の充実	学習相談に対応するための各種の情報源の整備充実を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 栃木県学習情報提供システム（とちぎレインボーネット）の活用 2 市町村広報誌及び各種情報誌等の活用 3 関係機関との連携の充実

イ 生涯学習ボランティアセンター（体験活動ボランティア活動支援センター）

事業名	目 的	概 要
生涯学習ボランティアセンターの運営	県民の生涯学習ボランティア活動及び青少年の体験活動ボランティア活動を促進・支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する情報収集・提供・相談・紹介・広報などによる支援・援助 2 活動の希望者・団体の登録 3 ボランティア受け入れに関する支援 4 ボランティア団体・グループ間の交流 5 関係機関・団体との連携 6 一日相談窓口の開設

ウ 図書資料室

事業名	目 的	概 要
図書資料室の運営	教育・生涯学習に関する図書資料の整備充実を図り、学習活動を支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・生涯学習に関する図書資料、教育資料、教材キット、教育雑誌等の整備充実 2 レファレンス・貸し出し

エ カリキュラムセンター

事業名	目的	概要
カリキュラムセンターの運営	各教育機関の教育活動を支援するためにカリキュラムに関する相談や情報提供を行う。	1 カリキュラムに関する相談 2 カリキュラムに関する情報の収集・整理 3 カリキュラムに関する情報の提供 4 カリキュラムに関する調査研究及び開発

(4) 調査研究事業

ア 趣旨

学校教育関係及び生涯学習関係各方面の要請や実情に基づき、学校教育の内容や方法等及び生涯学習の在り方や支援の方法等の改善充実を図るため、各種の調査研究を実施する。

イ 基本方針

- (ア) 教育行政上の基礎資料となる調査及び調査研究を行う。
- (イ) 当面する教育課題を的確にとらえて、指導に役立つ調査研究を行う。
- (ウ) 生涯学習推進の基礎資料となる調査研究を行う。
- (エ) 幼児教育や家庭教育に係る今日的な課題について調査研究を行う。
- (オ) 他の教育機関における調査研究活動との連携を図る。

ウ 事業内容

研究主題	研究内容	備考
1 集団における望ましい人間関係づくりに関する調査研究	集団の中での子どもどうしの人間関係に関する意識や行動の実態を把握し、人間関係を作っていく上での課題を明らかにし、社会性の向上や望ましい人間関係を築いていくための指導に役立つ資料を作成する。	研究調査部 新規
2 読書活動の推進に関する調査研究	人生経験の豊かな年配者の読書体験を子どもに伝え、本に親しむ態度、豊かな心、お年寄りを敬う心などをはぐくむための読書体験談集を作成する。	研究調査部 新規
3 栃木の子どもの学力向上を図る学習指導の在り方に関する調査研究 ～学習指導プランの作成～	これまでに実施した学力水準テスト、学習状況調査、教育課程実施状況調査の結果から、児童生徒の学習上の課題を再度明らかにし、課題解決に役立つ学習指導改善プランの冊子を作成する。	研究調査部 新規
4 授業力向上のための教材開発に関する調査研究 ～小・中学校の授業実践に役立つ教材の開発～	指導法の工夫や新しい教材の開発について研究し、指導実践例を作成し、Web発信する。平成18年度は、小学校3教科（図画工作科、音楽科、家庭科）、中学校1教科（技術・家庭科の技術分野）を対象とする。	研究調査部 新規
5 高等学校における教科指導の充実に関する調査研究	各教科・科目の課題を考慮したテーマで研究し、基礎・基本の確実な定着を図るための授業改善を目指す参考資料を作成する。平成18年度は、国語科、数学科、理科、外国語科（英語）の4教科を対象とする。	研究調査部 継続
6 授業評価を生かした授業改善の在り方に関する調査研究	児童生徒の視点を生かした授業の改善の在り方について調査研究し、授業評価のモデルプランや活用上の留意点、研究授業や授業研究会の在り方などについて検討し、教職員の資質の向上に役立つ参考資料を作成する。	研究調査部 新規
7 小学校におけるキャリア教育に関する調査研究	小学校でキャリア教育を進めるにあたっての基本的な考え方や方策について、理解を深める参考資料を作成する。	研究調査部 新規

研 究 主 題		研 究 内 容	備 考
8	情報社会に生きる力を育てる情報教育の在り方に関する調査研究	児童生徒が遭遇するであろう情報モラルに関する場面を想定し、教師が日常的に指導するための指導事例を作成する。	研究調査部 新規
9	インターネットを用いた在職、在宅での教員研修に関する調査研究	インターネットを主としたIT技術を利用し、校内研修及び在宅研修を行うための効果的な在り方や方法を検討し、いくつかの研修モデルを提案し、ITを活用した研修を効果的に行うためのノウハウを提供する。	研究調査部 継続
10	情報通信ネットワークを活用した学習教材提供システムの開発とその活用の研究	情報通信ネットワークを活用して学習教材を提供していく学習情報データベース「わくわくとちぎ発見」を再検討し、さらに使いやすいものに再構築する。さらに新たな教材を追求し学習に役立つ学習データベースを作成する。	研究調査部 継続
11	教育に関する各種統計調査	本県及び国の教育に係る各種統計調査（県単6、文部科学省2、計8）を実施し、教育行政、教育施策の検討及び指導のための基礎資料を作成・配布する。 ○県単調査 ①中学校卒業生の進路状況調査 ②県立高等学校卒業生の進路状況調査 ③全日制高等学校生徒の他県との交流調査 ④公立学校教員構成調査 ⑤新年度児童・生徒数、学級数見込み調査 ⑥中学校3年生の進路希望調査 ○文部科学省調査 ⑦地方教育費調査 ⑧子どもの学習費調査	研究調査部 継続
12	社会教育主事有資格教職員の活動に関する調査研究	県内各校の社会教育主事有資格教職員について、資格取得後の活動状況を調査し、今後の活動のさらなる充実・促進のための方策を求める。	生涯学習部 新規
13	中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究	本県の中学校における特別支援教育の実施状況を調査し課題を明らかにするとともに、発達障害のある生徒に対する指導と校内支援体制の在り方について事例研究を行う。	教育相談部 新規
14	協同的な学びを視点とした幼児期から学童期にかけての指導計画に関する調査研究	幼児期から学童期の子どもの発達に即した学びの在り方について調査研究を行い、その成果を普及する。	幼児教育部 新規

(5) 教育相談事業

ア 教育相談事業の推進と充実

種々の障害や教育上の問題など悩みをもつ幼児児童生徒及び保護者等に対し、一人一人に適切な支援・援助を行い、幼児児童生徒の適正な養育、就学及び健全な人格形成に資するよう努めるとともにこれらの事業推進のため教育相談の充実強化を図る。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
障害児教育相談	障害のある幼児児童生徒及びその保護者、指導者に対して、障害の状況、発達の状態や改善の方向等を示して適切な指導助言を行う。	障害のある幼児児童生徒、保護者及び指導者	原則として来所による相談
障害児巡回教育相談	障害児教育に対する正しい理解を図り、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた教育的支援・援助ができるよう巡回しての相談を行う。	障害のある幼児児童生徒及び障害があると思われる幼児児童生徒とその保護者	県内各地を巡回して行う。8市（佐野、那須塩原、栃木、真岡、矢板、宇都宮、日光、那須烏山）
一般教育相談	幼児児童生徒及び青少年の健全な育成に資するため、教育上の問題や悩みについて相談に応じ、問題解決への援助を行う。	県内の幼児児童生徒、保護者及び指導者	原則として来所による相談
保育研究アドバイザー派遣事業【幼児教育センター事業】	幼稚園・保育所等からの要請に応じ、保育研究アドバイザーを派遣し、教育内容や教育課程に関すること、幼稚園・保育所・小学校の連携に関すること、家庭教育に関すること等への相談及び援助を行う。	幼稚園・保育所における園内研修、保護者会、市町村等が行う子育て支援活動、その他	原則として火曜日・木曜日
教育相談【幼児教育センター事業】	幼児・児童の教育に携わる教職員に対し、教育上の問題や悩みについての相談に応じ、課題の解決、不安の解消への援助を行う。	幼稚園・保育所等の教職員	随時

(6) 幼児教育充実推進事業【幼児教育センター事業】

ア 趣旨

幼児教育行政の中核的な施設として、幼稚園・保育所・小学校間の連携と相互理解を図りながら、豊かな人間性や「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期から学童期への円滑な成長と幼児期にふさわしい教育環境を目指し、各種の事業を展開する。

イ 基本方針

(ア) 幼稚園・保育所・小学校連携の推進

幼稚園・保育所・小学校連携推進会議を核として各教育事務所との連携を図りながら、連携の目的である一貫性を持つ教育・保育を目指し、授業・保育の充実を図る。

(イ) 教育・保育の質の向上（研修・相談）

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領並びに保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応する研修及び教職員に対する教育相談を実施し、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。

(ウ) 情報の提供

幼児教育に関する教材ビデオや専門書を整備し、研修等各方面での活用を図るとともに、

幼児教育に関する各種情報や県における事業展開等をホームページにおいて提供していく。
また、教職員同志の交流の場を設定し、ネットワークづくりを支援する。

(エ) 調査研究

幼児教育や家庭教育、幼稚園・保育所・小学校の連携等に係る今日的な課題について調査研究を行い、その成果を広く提供・発信し課題解決の一助とする。

(オ) 家庭教育への支援

幼児教育及び家庭教育に関する適切な情報を、幼児教育センターからの広報誌等により幼稚園・保育所の教員等を介して各家庭に提供し、家庭教育の充実を図るとともに保護者への啓発や子育て支援を行う。

ウ 事業内容

(一部再掲)

事業名	内 容	開催回数等	備 考
幼・保・小連携の推進	1 連携推進 (1) 幼稚園・保育所・小学校連携推進会議の開催 (2) 幼・保・小連携実施状況調査 2 幼・保・小連携内容の充実 (1) 幼・保・小連携推進充実事業	2 回 4 市町	
研修・相談事業	1 研修の充実 (1) 幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修 (2) 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修 (3) トップセミナー（園長等管理運営セミナー） (4) 保育研究協議会 (5) 特別支援教育研修 (6) 家庭教育支援セミナー (7) 幼稚園新規採用教員研修 (8) 幼稚園教職10年経験者研修 2 教職員に対する教育相談 (1) 保育研究アドバイザーの派遣 (2) 教育相談窓口の設置	2 日 3 日 1 日 3 回 2 日 1 日 9 日 9 日 随 時 "	含事前研修 原則火木
情報提供	1 情報の提供 (1) ビデオライブラリーの整備（ビデオ、参考文献） (2) ホームページによる情報の提供 (3) 家庭教育広報誌による情報提供 2 教職員交流の場の設定 (1) 交流コーナーの設置 (2) 「保育を語る会」の開催 3 国公立幼稚園ネットワークの推進 (1) 国公立幼稚園代表者会議の開催	 常 設 5 回 1 日	貸し出し ：随 時
調査研究	1 調査研究 (1) 幼・保・小連携調査研究委員会の開催 (2) 家庭における幼児教育等の実態調査	4 回 2 回	
家庭教育への支援	1 家庭教育への支援 (1) 家庭教育広報誌「おうち」の発行 2 地域活動支援の充実 (1) 保育研究アドバイザーの派遣	年2回随時 随 時	原則火木

(7) 資料・情報の収集提供事業

ア 資料・情報センターとしての機能の拡大

教育関係職員の教育活動及び研修や生涯学習に関する学習活動・学習相談及び研修を進める上に必要な資料・情報を提供するため、機能の拡大に努める。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
資料情報の収集・提供	1 教育関係図書及び教科書等、生涯学習関係資料の収集・整理・保管・提供 2 学校・教育研究所・教育研究団体・生涯学習関係団体等の各種研究成果の収集・整理・保管・提供 3 栃木県情報提供システム（とちぎレインボーネット）の活用 4 学習相談 5 視聴覚教材・教具の貸出 6 ボランティア情報の収集・提供 7 カリキュラムに関する情報の収集・整理・提供等 8 とちぎ学びの杜（センターホームページ）	県内小学校・中学校・高等学校及び盲・聾・養護学校・生涯学習関係団体・生涯学習活動者・県内外関係機関並びに一般県民	
広報活動	総合教育センター広報紙、研究成果等の発行 1 要覧 2 所報 3 視聴覚教材広報リーフレット 4 紀要 第12号 5 障害児教育啓発パンフレット 6 教育相談リーフレット 7 総合教育センター施設案内 8 とちぎ県民カレッジ関係広報資料 9 生涯学習ボランティアセンター関係広報資料 10 とちぎ学びの杜（センターホームページ）	同上	

(8) 研究・学習活動援助事業

ア 教育研究団体、生涯学習関係団体への援助協力

教育研究団体が当面している教育に関する諸問題の研究や生涯学習関係団体の学習活動について、その推進が図られるよう援助協力する。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
研究・学習活動援助	教育研究団体の自主的、組織的研究活動の推進、生涯学習関係団体の学習活動の推進、施設利用等に対して援助協力する。	小・中・県立学校教育研究会・生涯学習関係団体	
視聴覚教材開発等援助	視聴覚教材・教具等の貸出	16mmフィルム・ビデオテープ・プロジェクター・デジタルビデオカメラ・映写機等の貸出を行う。	学校・団体・関係機関 一般県民 窓口：学習情報センター
	視聴覚機器の活用	ビデオ編集システム・録画システムの活用を図り、自作教材の作成を支援する。	学校・団体・関係機関 一般県民 視聴覚教育メディア研修と連携
	視聴覚教育に関する相談	視聴覚教材・教具等の利用に当たっての各種相談を行う。	学校・団体・関係機関 一般県民 窓口：学習情報センター

事業名		内容	対象・方法等	備考
市 町 村 ・ 団 体 支 援	市町村支援	市町村におけるまちづくりや社会教育事業・プログラム企画等の支援。	市町村生涯学習推進セミナーと連携	
	団体活動支援	社会教育関係団体をはじめとする各種の団体の事業企画等の支援。	団体	
		栃木県視聴覚教育連盟事務局の運営 各視聴覚ライブラリーとの連絡調整・視聴覚教育の促進	県視連 ビデオ教材製作 栃木県自作視聴覚教材コンクール 「とちぎ教育の日」協賛イベント	
		センターボランティアの支援	生涯学習部所管研修修了者有志等 センターボランティアの自主活動 ・生涯学習関係事業等の支援活動 ・学習会	
	栃木県メディアボランティアの支援	メディアボランティア活動希望者・生涯学習部所管研修修了者有志等 栃木県メディアボランティアの自主活動 ・毎週土曜日開催「パソコン無料相談」 ・メディア関係研修の支援活動		

(9) 教育充実振興事業

ア 教育研究活動及び生涯学習の振興

教職員の資質の向上、児童生徒の研究意欲の高揚及び生涯学習の振興に資するため、各種の事業を実施する。

イ 事業内容

(ア) 講座

事業名	内容	対象・方法等	備考
ライフアップセミナー	生涯学習関係研修の講話の中から県民の学習活動に直接関係する部分や基礎的な部分を「ライフアップセミナー」として広く県民に提供する。	一般県民	
教育相談特別講座	いじめの予防と対応について、本県の現状等を踏まえ、講話を通して考える機会を提供する。	小学校・中学校及び県立学校教員	8/11(金)

(イ) 展覧会・発表会・コンクール等

事業名	内容	対象・方法等	備考
第50回日本学生科学賞 栃木県展覧会	中学生・高校生の科学的探究心の高揚を図るため、理科研究作品の展覧会を開催する。	中学校及び高等学校の生徒	

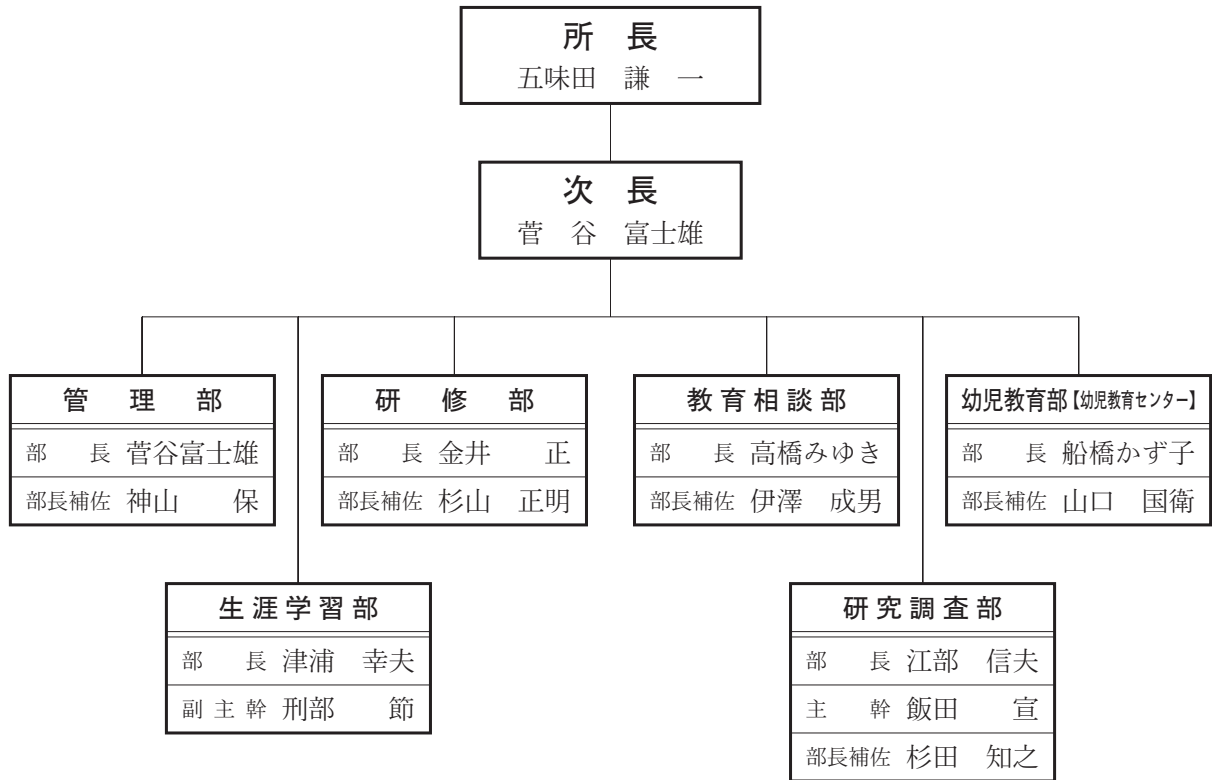
事業名	内容	対象・方法等	備考
第56回栃木県児童生徒発明工夫展覧会	児童・生徒の発明工夫する思想を育成し、科学・技術の振興を図るため、児童・生徒の発明工夫作品を展示し、審査する。	小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒	
第60回栃木県理科研究展覧会並びに発表会	児童・生徒の科学する心を育成し、本県理科教育の振興を図るため、児童・生徒の理科研究作品の展覧会と発表会を開催する。	小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒	
第56回全国小中学校作文コンクール栃木県地方コンクール	小学生・中学生の文章を書く力の一層の向上を図るとともに、国語に対する関心を深め尊重する態度を育てるために作文コンクールを実施する。	小学校及び中学校の児童・生徒	
高円宮杯第58回全日本中学校英語弁論大会栃木県大会	国際性豊かな青少年を育てるために、国際語である英語を熟達させるとともに、広くその普及を図り、日本文化の発展並びに国際親善に寄与することを目的として、英語による弁論大会を行う。	中学校の生徒	
第19回栃木県自作視聴覚教材コンクール	視聴覚教育の振興を図るため、社会教育・学校教育用教材として自ら制作した作品(ビデオテープ・DVD)を募集し、優れた作品に対し表彰を行う。	映像作品の制作を職業としない個人及びグループ等	
平成18年度栃木県教育研究発表大会	県内各教育機関における幼児教育・学校教育及び生涯学習に関する実践研究の成果を広く公開し、その理解と普及を図り、本県教育の充実、向上と生涯学習の振興に資する。	幼稚園・保育所教職員 小学校・中学校及び県立学校教員 一般県民	
平成18年度総合教育センター開放事業「学びの杜の夏休み」	子どもの体験活動を支援するとともに保護者をはじめ大人の教育力を高めるために、総合教育センターの施設開放による自主的体験活動の実施及び支援をする。	幼児～高校生を中心とする子ども・保護者等	

5 職員等一覽

平成18年4月1日現在

部	職名	氏名	部	職名	氏名
管 理 部	所長	五味田 謙一	研 究 調 査 部	部長	江部 信夫
	次長兼部長	菅谷 富士雄		主幹	飯田 宣
	部長補佐	神山 保		部長補佐	杉田 知之
	係長	高橋 久男		副主幹	大網 信祥
	主査	伊藤 享子		〃	高山 芳樹
	〃	金原 美智代		〃	小森 祥一
	主任	村井 みちよ		〃	小口 公正
	主事	杉原 篤		〃	矢口 真一
	技査	腰塚 政美		指導主事	吉澤 正光
	臨時補助員	永山 弘美		〃	中山 観
臨時補助員	鈴木 由美	〃	小川 浩昭		
生 涯 学 習 部	部長	津浦 幸夫	教 育 相 談 部	〃	吉川 孝昭
	副主幹	刑部 節		〃	小川 順子
	〃	船山 光隆		〃	宮井 由美
	〃	林 博子		〃	高野 寿映
	社会教育主事	鈴木 恵治		主任	柿沼 靖明
	〃	近藤 正		〃	八木沢 亜由美
	〃	水沼 誠		臨時補助員	赤羽 千穂
	〃	丹治 良行		部長	高橋 みゆき
	研修研究調査員	本田 桂子		部長補佐	伊澤 成男
	〃	撰津 紀子		副主幹	上野 光一
研 修 部	生涯学習相談員	綱川 信一	幼 児 教 育 部	〃	赤上 純子
	〃	田中正夫		指導主事	潮田 裕子
	部長	金井 正		〃	中田 誠
	部長補佐	杉山 正明		〃	梅澤 圭子
	副主幹	佐野 宏夫		〃	庄司 秀樹
	〃	田上 富男		〃	谷口 照子
	〃	松本 良雄		〃	松本 美智代
	〃	江連 昌宏		研修研究調査員	石井 智子
	〃	阿部 悦子		部長	船橋 かず子
	指導主事	鹿嶋 実		部長補佐	山口 国衛
部	〃	阿久津 浩	研 修 研 究 専 門 員	副主幹	田 洩 光与
	〃	田代 哲郎		〃	永井 弘美
	〃	手塚 貴志		指導主事	鈴木 智恵
	〃	植木 淳		顧問	井上 初代
	〃	寺田 滋		幼児教育専門員	廣瀬 道子
	〃	名塚 久貴		〃	中村 京子
	〃	山野井 義和		指導専門員	小林 哲夫
	〃	根本 いづ美		〃	高桑 正克
	〃	阿久津 如子		〃	小林 幸正
	〃	若林 直行		研究専門員	鈴木 孝明
			〃	柿崎 龍夫	
			〃	黒子 昌幸	
			〃	室井 章	
			〃	深澤 伸久	

6 事務分掌



管 理 部
公印の保管
文書管理
所内の連絡調整
服 務
前 渡 金
財産・物品の管理
収入・調定
施設の使用許可
行政事務嘱託員・臨時補助員
予算・決算
支出・経理
委託業務
施設設備の維持管理
使用料及び賃借料等の支出
文書の収受・発送及び保管
給与及び福利厚生
公用車の管理

生涯学習部	研修部
<p>研修</p> <p>女性教育指導者研修 家庭教育オピニオンリーダー研修 生涯学習ボランティアコーディネートセミナー 生涯学習ボランティア活動交流会 青少年地域リーダーセミナー 情報モラル指導者研修 地域教育力活性化指導者研修 生涯学習推進初任者研修 生涯学習推進セミナー おとなの学びのためのスキルアップ講座 地域との協働による学校づくり講座 人権教育指導者専門研修 社会教育主事等実践フォーラム ビデオ教材制作研修 16mm映写機技術指導者研修</p> <p>調査研究</p> <p>社会教育主事有資格教職員の活動に関する調査研究</p> <p>学習機会の提供</p> <p>とちぎ県民カレッジ ライフアップセミナー 「県民の日」関連事業</p> <p>図書資料室</p> <p>図書・教育資料の収集、提供 レファレンス 統計</p> <p>学習情報センター</p> <p>学習情報センターの運営 学習情報提供システム 情報収集・提供、相談・照会 統計</p> <p>生涯学習ボランティアセンター</p> <p>ボランティアセンターの運営 情報収集・提供、相談・照会 統計 ボランティアセンター一日出張相談</p> <p>視聴覚センター</p> <p>視聴覚センターの管理・運営 広報用リーフレットの作成 自作視聴覚教材コンクール 視聴覚教育連盟事務局の運営 事務局の運営・研修講座等</p> <p>支援</p> <p>市町村・団体等の支援 センターボランティアの支援 メディアボランティアの支援</p>	<p>研修</p> <p>基本研修 初任者（小・中） 初任者（県立） 新規採用養護教員 新規採用学校栄養職員 新規採用事務職員（小・中） 教職5年目（小・中） 教職5年目（県立） 養護教員5年目 事務職員5年目（小・中） 教職10年目（小・中） 教職10年目（県立） 養護教員10年目 学校栄養職員10年目 事務職員10年目（小・中） 教職20年目（小・中） 教職20年目（県立）</p> <p>専門研修1ア 新任免許外教科担任（中） 産業教育基礎技術（農、工、商、家） 理科・基礎実験（高） 情報モラル（中） 普通教科「情報」（県立） 小学校英語活動推進者養成 英語教員</p> <p>専門研修1イ 校長（小・中） 新任校長（小・中） 学校経営（小・中） 新任教頭（小・中） 校長（県立） 新任校長（県立） 学校経営（県立） 新任教頭（県立） 新任教務主任（小・中） 学習指導主任（小・中） 新任進路指導主事（中） 新任教務主任（県立） 新任学年主任（高） 新任学習指導主任（県立） 新任生徒指導主事（県立） 新任進路指導主事（県立） 人権教育 新任事務長（小・中） 新任係長級学校栄養職員</p> <p>専門研修2 学校図書館（小・中） 小学校理科観察実験研修（初級） 小学校理科観察実験研修（中級） 環境教育 産業教育専門（農、工、商、家） 情報教育（教材作成基礎） ネットワーク 学校ホームページ 実習助手 学校図書館（県立）</p> <p>専門研修3 土曜開放講座 教職員サマーセミナー S P Pによる教員研修 教科自主研修（県立）</p> <p>通所研修・特別通所研修</p> <p>教育充実振興</p> <p>理科研究展覧会並びに発表会 作文コンクール</p>

研 究 調 査 部	教 育 相 談 部
<p>調査研究 集団における望ましい人間関係づくりに関する調査研究 読書活動の推進に関する調査研究 栃木の子どもの学力向上を図る学習指導の在り方に関する調査研究 授業力向上のための教材開発に関する調査研究 高等学校における教科指導の充実に関する調査研究 授業評価を生かした授業改善の在り方に関する調査研究 小学校におけるキャリア教育に関する調査研究 情報社会に生きる力を育てる情報教育の在り方に関する調査研究 インターネットを用いた在校、在宅での教員研修に関する調査研究 情報通信ネットワークを活用した学習教材提供システムの開発とその活用の研究 教育に関する各種統計調査</p> <p>学校支援等 カリキュラムセンター</p> <p>研 修 長期研修</p> <p>教育充実振興 児童生徒発明工夫展覧会 日本学生科学賞栃木県展覧会 高円宮杯英語弁論大会 栃木県教育研究発表大会 栃木県教育研究所連絡協議会 関東地区教育研究所連盟 都道府県指定都市教育センター所長協議会 国立教育政策研究所 全国教育研究所連盟 全国情報処理教育センター指導者協議会</p>	<p>研 修 専門研修1ア 障害児教育新任担当教員（小・中） 特別支援教育コーディネーター 地域特別支援教育推進者 自閉症教育推進者 職業教育推進者 盲・聾・養護学校新任教員 早期教育相談推進者</p> <p>専門研修1イ 学校経営</p> <p>専門研修2 学校教育相談基礎（県立） 学校教育相談実践Ⅰ 学校教育相談実践Ⅱ 学校教育相談実践Ⅲ 学校教育相談専門 LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもの教育支援 自閉症のある子どもの教育支援 障害の重い子どものための教育支援 自立活動3（コミュニケーション） WISC-Ⅲ実技（前期） WISC-Ⅲ実技（後期） K-ABC実技（前期） K-ABC実技（後期） 長期研修 特別支援教育 児童・生徒指導</p> <p>調査研究 中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究</p> <p>教育相談 一般教育相談 障害児教育相談 障害児巡回教育相談 出張教育相談</p>

幼 児 教 育 部	
<p>連携推進 幼・保・小連携推進会議 幼・保・小連携推進充実事業 幼保小連携実施状況調査 幼児教育振興プログラム</p> <p>研 修 専門研修1ア 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修</p> <p>幼児教育センター研修 幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修 トップセミナー（園長等管理運営セミナー） 保育研究協議会 特別支援教育研修 家庭教育支援セミナー 幼稚園新規採用教員研修 幼稚園教職10年経験者研修 幼児教育担当指導主事研修会</p>	<p>情報提供 ビデオライブラリー・専門書の整備 ホームページの作成・更新 教職員交流コーナー（保育を語る会）の運営 国公立幼稚園代表者会議 家庭教育広報誌</p> <p>調査研究 幼・保・小連携調査研究委員会 家庭教育広報誌を通じての調査・研究</p> <p>家庭教育への支援 家庭教育広報誌「おうち」の発行 保育研究アドバイザーの派遣</p> <p>教育相談 教職員への教育相談 保育研究アドバイザーの派遣</p>

7 予算概要 (平成18年度当初予算額一覧表)

(単位：千円)

事業名	平成17年度 予算(案)A	平成18年度 予算(案)B	対前年比 $B \div A \times 100$	備考
総合教育センター運営費	189,941	184,248	97.0%	
総合教育センター運営費	179,140	173,965	97.1%	
カリキュラムセンター運営費	1,216	1,094	90.0%	
情報システム運営費	7,982	8,007	100.3%	
情報教育推進事業費	1,603	1,182	73.7%	
総合教育センター事業費	42,191	38,373	91.0%	
初任者研修事業費	13,188	11,768	89.2%	
教職員研修費	16,733	15,946	95.3%	
新規採用養護教員・学校栄養職員研修費	316	284	89.9%	
調査研究費	7,197	6,477	90.0%	
教育相談事業費	1,317	1,185	90.0%	
教育充実振興費	3,440	2,713	78.9%	
教育調査統計費	2,949	2,536	86.0%	
事務局運営(営繕)費	36,981	0	0.0%	外壁補修費
総務課計	235,081	225,157	95.8%	(外壁補修費除く)
幼児教育センター事業費	4,743	4,398	92.7%	学校教育課
指導者研修費	1,485	1,582	106.5%	
総合教育センター生涯学習研修費	1,485	1,582	106.5%	
生涯学習振興事業費	31,404	30,707	97.8%	
家庭教育支援事業費	19,589	19,581	100.0%	
生涯学習ボランティア活動促進事業費	1,546	1,298	84.0%	
とちぎ県民カレッジ推進事業費	9,690	9,461	97.6%	
情報活用能力向上事業費	165	0	0.0%	総合教育センター生涯学習研修費に統合
視聴覚教育費	414	367	88.6%	
生涯学習情報提供システム整備事業費	3,073	2,846	92.6%	
生涯学習情報提供システム運営費	3,073	2,846	92.6%	
地域教育総合推進事業費	0	102		
地域教育総合推進事業費	0	102		新規
生涯学習課計	35,962	35,237	98.0%	
環境学習推進事業費	315	235	74.6%	環境政策課
合計	276,101	265,027	96.0%	(外壁補修費除く)
総合計	313,082	265,027	84.7%	(外壁補修費含む)

8 施設の概要

○機能

- ・生涯学習推進機能
- ・教職員研修機能
- ・教育課題に対応する調査研究機能
- ・障害児教育及び教育相談機能
- ・教育情報の収集・提供機能
- ・教育研究団体に対する研究の援助、教育の充実振興機能
- ・幼児教育行政の中核的な施設としての機能

○規模

■敷地面積 57,586㎡（管理研修棟側31,828㎡ グラウンド側25,758㎡）

■建物の概要

・管理研修棟

構造 / 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨鉄筋コンクリート造り）
地下1階地上4階建て

建築面積 / 5,224.07㎡

延べ床面積 / 14,046.9㎡

内訳 管理研修棟 9,218.65㎡（地下1階地上4階建）

実験研修棟 2,810.90㎡（地上3階建）

教育相談棟 2,017.35㎡（地上2階建）

・体育館

構造 / 鉄骨造り（一部鉄骨コンクリート造り）平屋建（一部2階建）

建築面積 / 1,192.12㎡

延べ床面積 / 1,539.25㎡

・陶芸室・温室 延べ床面積 / 61.29㎡

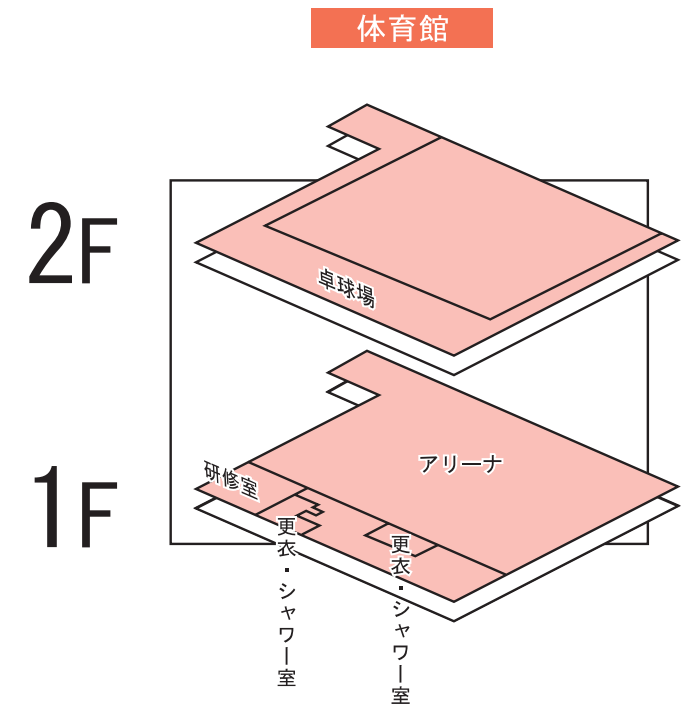
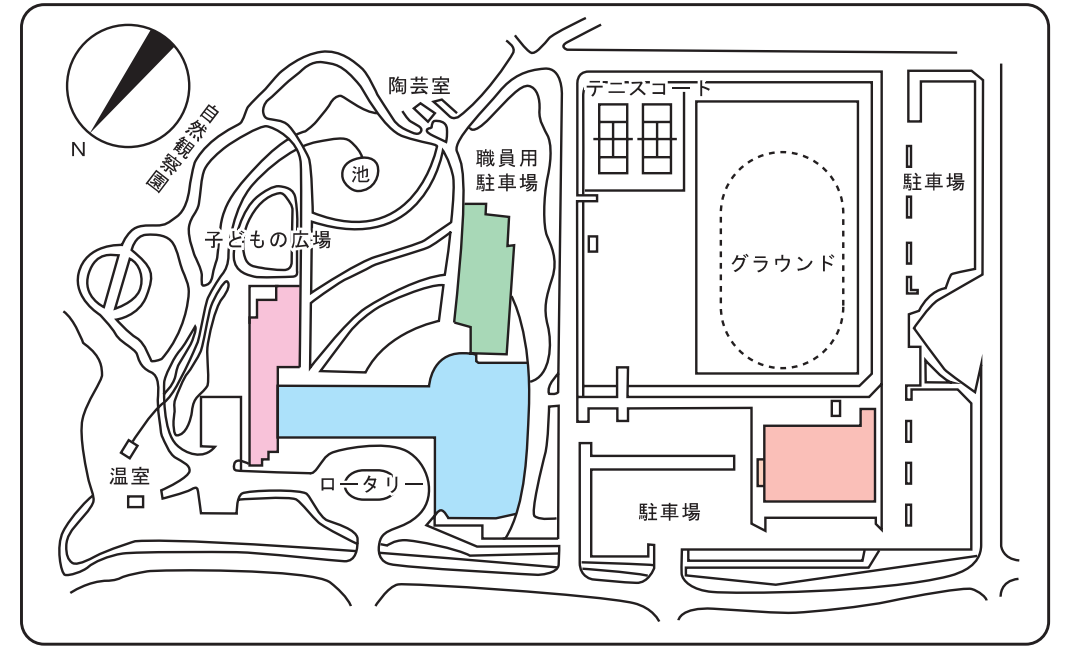
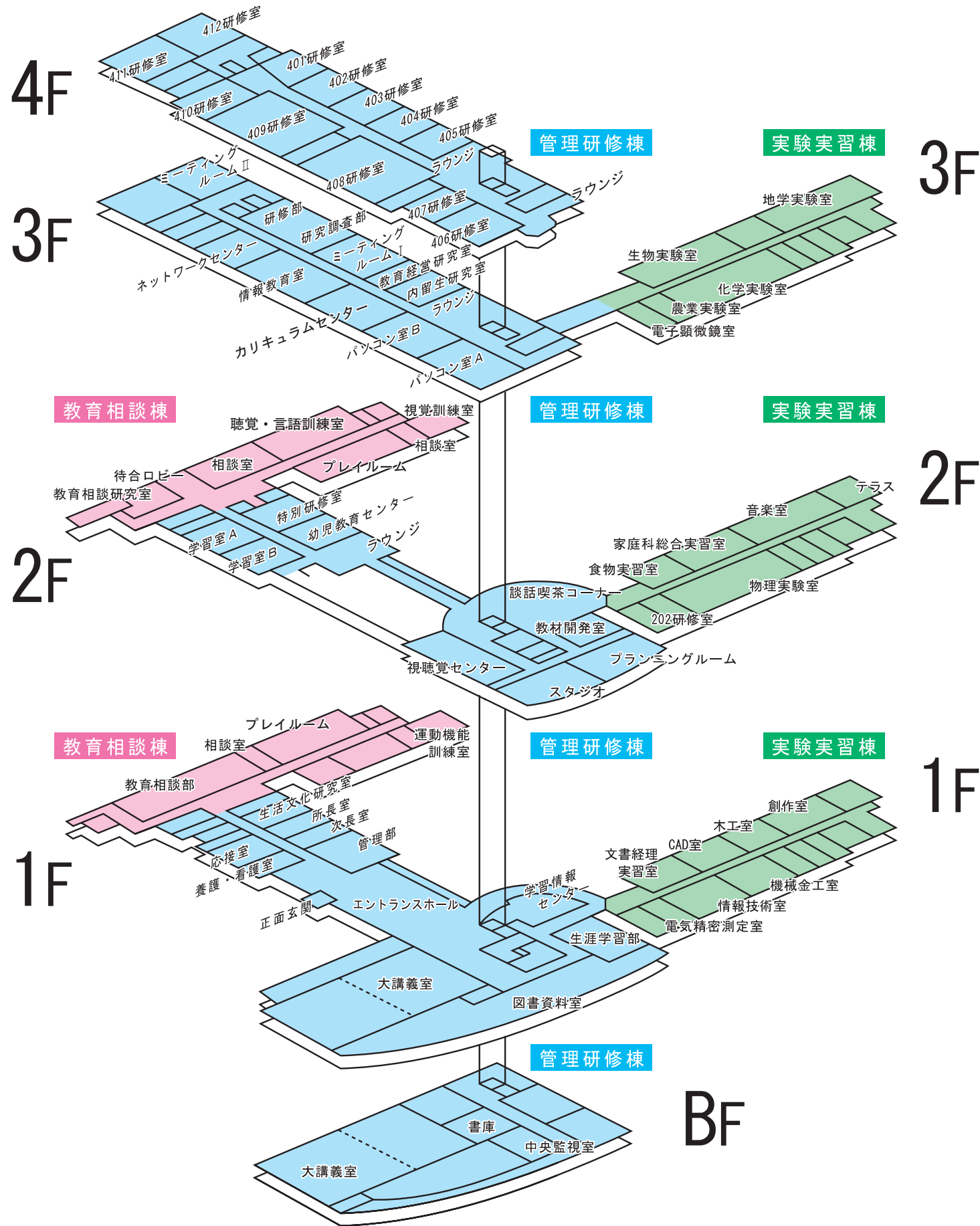
・その他の施設

多目的グラウンド、自然観察園

駐車場 / 研修用400台（臨時駐車場含む）相談者用25台

○整備事業費総額 6,469,900千円

栃木県総合教育センター配置図



9 主な施設・設備

管理研修棟



管理研修棟全景



エントランスホール



408研修室



大講義室



学習情報センター
栃木県視聴覚ライブラリー
生涯学習ボランティアセンター



幼児教育センター



パソコン室

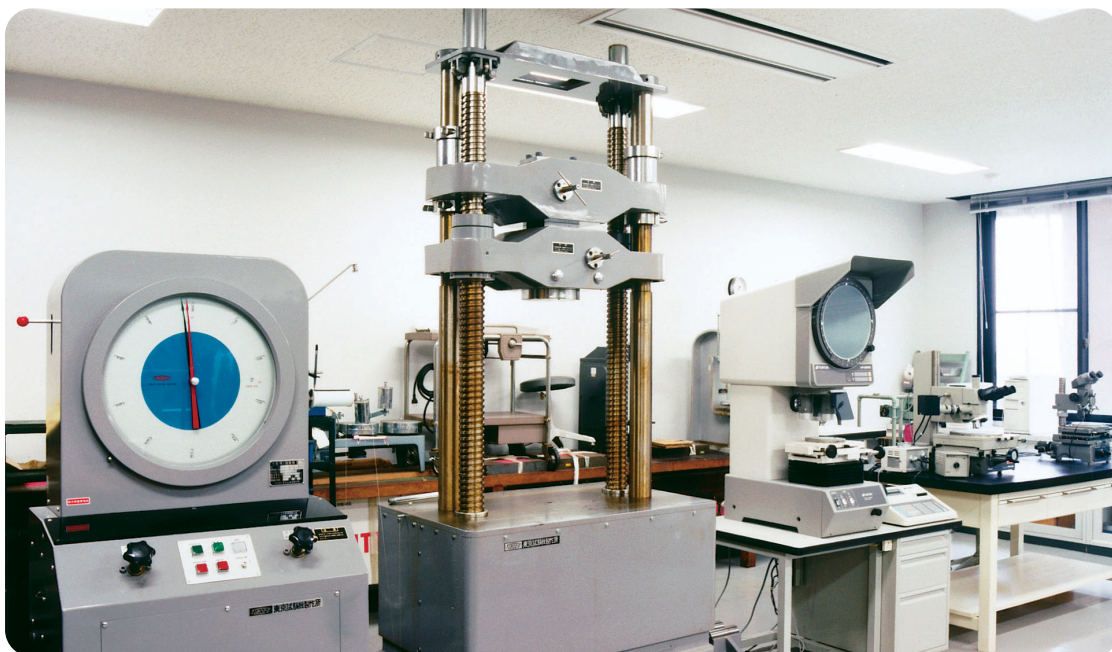


談話喫茶コーナー



図書資料室

実験実習棟



電機精密測定室



CAD室



化学実験室



音楽室

教育相談棟



運動機能訓練室

スポーツゾーン



グラウンドと体育館

体育館内部



栃木県総合教育センター案内

◆所在地 〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070番地

◆電話案内 宇都宮局 028

管理部	☎ 665-7200	FAX 7217	学習情報センター	☎ 665-7207	FAX 7219
生涯学習部	☎ 665-7206	FAX 7219	生涯学習ボランティアセンター	☎ 665-7207	FAX 7219
研修部	☎ 665-7202	FAX 7218	情報教育室	☎ 665-7208	
研究調査部	☎ 665-7204	FAX 7303	カリキュラムセンター	☎ 665-7204	FAX 7303
教育相談部	☎ 665-7210・7211	FAX 7217	教育経営研究室	☎ 665-7209	
幼児教育部 (幼児教育センター)	☎ 665-7215	FAX 7216			

◆ホームページ案内

栃木県総合教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/>

とちぎレインボーネット（栃木県学習情報提供システム）

<http://rainbow-net.pref.tochigi.jp/>

幼児教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/youji/>

◆利用案内（利用できる日）

教育相談 …………… 月～金曜日

生涯学習 …………… 火曜日～日曜日、第3日曜日の翌月曜日

休所日 …………… 第3日曜日、国民の祝日、年末・年始（12月28日～1月4日）

◆交通案内



